

鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年鳥取市規則第10号)の全部を改正する。

- 目次
- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 一般廃棄物の処理(第3条—第6条)
- 第3章 一般廃棄物処理手数料
- 第1節 可燃ごみ、プラスチックごみ及び動物の死体処理手数料の納入等(第7条—第9条)
- 第2節 大型ごみ処理手数料の納入等(第10条—第12条)
- 第3節 特定家庭用機器廃棄物処理手数料の納入等(第13条—第15条)
- 第4節 一般廃棄物処理手数料の減免(第16条)
- 第4章 一般廃棄物処理業(第17条—第27条)
- 第5章 浄化槽清掃業(第28条—第37条)
- 第6章 清掃指導員(第38条)
- 附則
- (目次…一部改正〔平成11年規則39号・13年16号・18年83号・19年31号・23年18号〕)
- 第1章 総則
- (目的)
- 第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成5年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- (用語)
- 第2条 この規則で使用する用語は、法、浄化槽法及び条例で使用する用語の例による。
- 第2章 一般廃棄物の処理
- (家庭廃棄物の集積場所の届出)
- 第3条 家庭廃棄物(大型ごみ、特定家庭用機器廃棄物、し尿及び動物の死体を除く。)の収集を受けようとする占有者は、相当数の世帯ごとに集積場所を定め、ごみ集積場所届出書(様式第1号)により市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、同様とする。
- (見出…全部改正・本条…一部改正〔平成11年規則39号〕、本条…一部改正〔平成13年規則16号〕)
- (指定袋)
- 第3条の2 条例第22条第2項に規定する指定袋の規格は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 2 前項の指定袋の様式は、市長が別に定める。
- (本条…追加〔平成19年規則31号〕)
- (大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物の戸別収集の申込み)
- 第3条の3 大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物の戸別ごとの収集を受けようとする占有者は、氏名、住所及び連絡先の電話番号並びに排出しようとする大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物の品目、個数及び排出場所を市長に連絡して申し込まなければならない。この場合において、市長は、収集日及び受付番号を占有者に通知するものとする。
- 2 前項の排出場所は、占有する建物の屋外等大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物を適正に排出することができ、かつ、収集に支障が生じない場所でなければならない。
- (本条…追加〔平成11年規則39号〕、見出・1・2項…一部改正〔平成13年規則16号〕、旧3条の2…繰下〔平成19年規則31号〕)
- (大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物の排出方法)
- 第3条の4 大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物を排出しようとする占有者は、前条第1項の規定により市長から通知のあった収集日に市長に連絡した排出場所に大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物を持ち出さなければならない。
- 2 条例第30条の2の規定により大型ごみ処理手数料納付券(様式第2号。以下「大型ごみ納付券」という。)の交付を受けた占有者は、交付された大型ごみ納付券に前条第1項の規定により通知された受付番号を記入し、排出する大型ごみにその大型ごみ納付券を貼付しなければならない。
- 3 条例第30条の2の規定により特定家庭用機器廃棄物処理手数料納付券(様式第3号。以下「特定家庭用機器廃棄物納付券」という。)の交付を受けた占有者は、交付された特定家庭用機器廃棄物納付券に前条第1項の規定により通知された受付番号を記入したもの及び条例第23条の5第3項に規定する書面を排出する特定家庭用機器廃棄物に貼付しなければならない。
- 4 占有者は、第1項に規定する排出場所に大型ごみ又は特定家庭用機器廃棄物を持ち出すときは、排出物が転落し、及び倒壊しないよう並びに収集に支障が生じないように整理しなければならない。
- (本条…追加〔平成11年規則39号〕、見出・1・2項…一部改正・3項…追加・旧3項…一部改正し4項に繰下〔平成13年規則16号〕、3項…一部改正〔平成15年規則39号〕、3項…一部改正・旧3条の3…繰下〔平成19年規則31号〕、2・3項…一部改正〔平成23年規則18号〕)
- (引取り拒否等の通知)
- 第3条の5 条例第23条の6第2項に規定する通知は、特定家庭用機器廃棄物の処理について(様式第4号)により行うものとする。
- (本条…追加〔平成13年規則16号〕、一部改正〔平成15年規則39号〕、旧3条の4…繰下〔平成19年規則31号〕、一部改正〔平成23年規則18号〕)
- (動物の死体処理の申込み)
- 第3条の6 動物の死体処理を受けようとする占有者は、口頭又は書面により市長に申し込まなければならない。
- (本条…追加〔平成11年規則39号〕、旧3条の5…繰下〔平成13年規則16号〕、旧3条の6…繰下〔平成19年規則31号〕、旧3条の7…繰上〔平成23年規則18号〕)
- (持出禁止物)
- 第4条 条例第23条第1項第6号に規定する処理に支障が生じる一般廃棄物で規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。
- (1) 引越し、庭木の刈り込み等による臨時的又は一時的に多量に発生するもの
- (2) 処理施設で処理することができないもの
- (3) その他市長が不相当と認めるもの

(本条…一部改正〔平成11年規則39号〕、旧5条…繰上〔平成18年規則2号〕)

(収集の拒否)

第5条 [条例第23条の4第1項第5号](#)に規定する処理に支障が生じる大型ごみで規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。

- (1) 引越し等による臨時的又は一時的に多量に発生するもの
- (2) 処理施設で処理することができないもの
- (3) その他市長が不適当と認めるもの

(本条…追加〔平成11年規則39号〕、一部改正〔平成15年規則39号〕、旧5条の2…繰上〔平成18年規則2号〕)

(多量の事業系一般廃棄物)

第6条 [条例第26条第1項](#)に規定する多量の事業系一般廃棄物とは、1日若しくは1回の排出量が5キログラム以上又は1か月の平均排出量が50キログラム以上のものをいう。

2 [前項](#)に規定する多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者は、あらかじめ、事業ごみ排出届([様式第5号](#))を市長に提出しなければならない。ただし、事業者が自ら処理する場合は、この限りでない。

(1項…一部改正〔平成11年規則39号〕、2項…一部改正〔平成23年規則18号〕)

### 第3章 一般廃棄物処理手数料

#### 第1節 可燃ごみ、プラスチックごみ及び動物の死体処理手数料の納入等

(節名…改正〔平成18年規則83号・19年31号〕)

(市が収集運搬する可燃ごみ及びプラスチックごみ処理手数料の納入)

第7条 市が収集し、運搬する可燃ごみ及びプラスチックごみ処理手数料の納入の通知は、口頭又は掲示により行うものとする。

(本条…全部改正〔平成19年規則31号〕、旧6条の2…繰下〔平成23年規則18号〕)

(市の処理施設に搬入する可燃ごみ及び動物の死体処理手数料の納入)

第8条 市の処理施設に可燃ごみ又は動物の死体を搬入したときは、車両1台当たりの可燃ごみ処理手数料又は動物の死体処理手数料を表示する計量票([様式第6号](#))により、可燃ごみ又は動物の死体処理手数料を納入しなければならない。

(本条…全部改正〔平成19年規則31号〕、一部改正・旧7条…繰下〔平成23年規則18号〕)

(可燃ごみ及び動物の死体処理手数料の後納)

第9条 [条例第30条第2項ただし書](#)に規定する処理手数料を後納させることができる場合は、国若しくは県又は一般廃棄物収集運搬業者が可燃ごみ又は動物の死体処理手数料を納入する場合とする。

2 [前項](#)に規定する処理手数料は、納入通知書により徴収する。

(見出・本条…一部改正〔平成11年規則39号〕、見出・1項…一部改正・2項…追加〔平成18年規則83号〕、見出・1項…一部改正〔平成19年規則31号〕、旧8条…繰下〔平成23年規則18号〕)

#### 第2節 大型ごみ処理手数料の納入等

(本節…追加〔平成11年規則39号〕)

(大型ごみ処理手数料)

第10条 [条例別表](#)に規定する品目ごとに規則で定める大型ごみ処理手数料の額は、[別表第2](#)のとおりとする。

(本条…追加〔平成11年規則39号〕、一部改正〔平成13年規則16号・19年31号〕、旧8条の2…繰下〔平成23年規則18号〕)

(大型ごみ処理手数料の納入通知)

第11条 大型ごみ処理手数料の納入の通知は、口頭又は掲示により行うものとする。

(本条…追加〔平成11年規則39号〕、旧8条の3…繰下〔平成23年規則18号〕)

(過誤納金の取扱い)

第12条 市長は、大型ごみ処理手数料の過誤納に係る徴収金がある場合において当該過誤納金を還付するときは、占有者に対し、過誤納金還付通知書([様式第11号](#))により通知するものとする。

(本条…追加〔平成13年規則16号〕、旧8条の4…繰下〔平成23年規則18号〕)

#### 第3節 特定家庭用機器廃棄物処理手数料の納入等

(本節…追加〔平成13年規則16号〕、一部改正〔平成19年規則31号〕)

(特定家庭用機器廃棄物処理手数料)

第13条 [条例別表](#)に規定する品目ごとに規則で定める特定家庭用機器廃棄物処理手数料の額は、[別表第3](#)のとおりとする。

(本条…追加〔平成13年規則16号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成19年規則31号〕、旧8条の5…繰下〔平成23年規則18号〕)

(特定家庭用機器廃棄物処理手数料の納入通知)

第14条 特定家庭用機器廃棄物処理手数料の納入の通知は、口頭又は掲示により行うものとする。

(本条…追加〔平成13年規則16号〕、見出・本条…一部改正〔平成19年規則31号〕、旧8条の6…繰下〔平成23年規則18号〕)

(過誤納金の取扱い)

第15条 市長は、特定家庭用機器廃棄物処理手数料の過誤納に係る徴収金がある場合において当該過誤納金を還付するときは、占有者に対し、過誤納金還付通知書により通知するものとする。

(本条…追加〔平成13年規則16号〕、一部改正〔平成19年規則31号〕、旧8条の7…繰下〔平成23年規則18号〕)

#### 第4節 一般廃棄物処理手数料の減免

(旧3節…繰下〔平成11年規則39号〕、旧5節…繰下〔平成13年規則16号〕、旧6節…繰上〔平成23年規則18号〕)

第16条 [条例第31条](#)の規定による一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書([様式第12号](#))を市長に提出しなければならない。

### 第4章 一般廃棄物処理業

(許可申請書)

第17条 [条例第32条第1項](#)又は[第2項](#)の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業(収集、運搬)許可申請書([様式第13号](#))
- (2) 一般廃棄物処理業(処分)許可申請書([様式第14号](#))

(許可申請書の添付書類)

第18条 許可申請者は、次に掲げる書類(第6号に掲げる書類にあっては、一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けようとする者に、第7号に掲げる書類にあっては、他の市町村の特定家庭用機器廃棄物を運搬する者に限る。)を前条の申請書に添付しなければならない。

- (1) 許可申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを申し出する申出書(様式第15号)
  - (2) 許可申請者が法人である場合には、法人経歴書(様式第16号)及び法人役員略歴書(様式第17号)、許可申請者が個人である場合には、許可申請者略歴書(様式第17号)
  - (3) 許可申請者が法人である場合には、その法人の定款及び登記事項証明書、許可申請者が個人である場合には、その住民票抄本
  - (4) 従業者一覧表(様式第18号)
  - (5) 事業所の付近の見取図
  - (6) 一般廃棄物収集運搬車両一覧(様式第18号の2)
  - (7) 他の市町村において、一般廃棄物の運搬を業とする許可を受けていることを証する書面の写し
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(本条…一部改正〔平成12年規則21号・13年16号・15年51号・17年1号・20年57号・令和2年5号〕)
- (許可の基準)

第19条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者の条例第32条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
  - (2) 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
  - (3) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
  - (4) 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の適正な処理に関し市長が必要と認める事項に適合していること。
- 2 一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この項において同じ。)を業として行おうとする者の条例第32条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 一般廃棄物(浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽をいう。)に係る汚泥又はし尿を除く。)の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
  - (2) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
  - (3) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
  - (4) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の適正な処理に関し市長が必要と認める事項に適合していること。
- (1・2項…一部改正〔平成18年規則83号〕)

(許可の期間)

第20条 条例第32条第4項に規定する規則で定める期間は、2年とする。

(本条…一部改正〔平成10年規則1号〕)

(許可証)

第21条 市長は、一般廃棄物処理業の許可をしたときは、一般廃棄物処理業許可証(様式第19号)を交付する。

(変更の許可申請等)

第22条 条例第33条第1項の規定により一般廃棄物処理業の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の一般廃棄物処理業変更許可申請書には、市長の指示する書類を添付しなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理業の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理業変更許可証(様式第19号)を交付する。

(廃止の届出)

第23条 条例第33条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が事業の全部又は一部を廃止した場合は、一般廃棄物処理業廃止届出書(様式第21号)に一般廃棄物処理業許可証を添えて当該廃止の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(見出・本条…一部改正〔平成13年規則16号〕)

(変更の届出)

第23条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、条例第33条の2第2号から第8号までのいずれかに掲げる変更をしたときは、一般廃棄物処理業の変更届出書(様式第21号の2)を当該変更の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の一般廃棄物処理業の変更届出書には、市長の指示する書類を添付しなければならない。

(本条…追加〔平成13年規則16号〕)

(許可証の再交付申請)

第24条 条例第37条の規定により一般廃棄物処理業許可証の再交付を受けようとするときは、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第22号)に一般廃棄物処理業許可証を添えて(亡失した場合を除く。)市長に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第25条 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、一般廃棄物処理業許可証(第2号に該当する場合にあっては、亡失した一般廃棄物処理業許可証)を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可期間が満了したとき。
- (2) 亡失により一般廃棄物処理業許可証の再交付を受けた場合で、亡失した当該許可証を発見したとき。
- (3) 法第7条の4第1項又は条例第36条の2の規定により許可を取り消されたとき。

(本条…一部改正〔平成15年規則51号〕)

(実績報告)

第26条 一般廃棄物処理業者は、毎月10日までに前月の一般廃棄物の収集、運搬及び処分の状況について、一般廃棄物収集運搬実績報告書(様式第23号)又は一般廃棄物処分実績報告書(様式第24号)を市長に提出しなければならない。

ならない。

(一般廃棄物処理業者及び従業員の遵守事項)

第27条 一般廃棄物処理業者及びその従業員は、法令及び条例に定めるもののほか、市長が指示した事項を遵守しなければならない。

#### 第5章 浄化槽清掃業

(許可申請書)

第28条 条例第39条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。

(本条…一部改正〔平成12年規則21号〕)

(許可申請書の添付書類)

第29条 清掃業許可申請者は、次に掲げる書類を前条の申請書に添付しなければならない。

- (1) 清掃業許可申請者が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しないものであることを申し出する申出書
- (2) 浄化槽の清掃に関する専門的知識等を有する者に関する書類(様式第26号)
- (3) 清掃業許可申請者が法人である場合には、法人経歴書及び法人役員略歴書、清掃業許可申請者が個人である場合には、許可申請者略歴書
- (4) 清掃業許可申請者が法人である場合には、その法人の定款及び登記事項証明書、清掃業許可申請者が個人である場合には、その住民票抄本
- (5) 従業者一覧表
- (6) 事業所の付近の見取図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(本条…一部改正〔平成12年規則21号・13年16号・17年1号・20年57号〕)

(許可の基準)

第30条 浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第36条の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 清掃業許可申請者が自ら業務を実施すること。
- (2) スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。
- (3) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈澱試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。
- (4) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。
- (5) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していること。

(許可証)

第31条 市長は、浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(様式第27号)を交付する。

(変更の届出等)

第32条 浄化槽法第37条に規定する変更の届出は、浄化槽清掃業変更届出書(様式第28号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の浄化槽清掃業変更届出書には、市長の指示する書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の届出により浄化槽清掃業許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

(廃止等の届出)

第33条 浄化槽法第38条に規定する廃止等の届出は、浄化槽清掃業廃止等届出書(様式第29号)に浄化槽清掃業許可証を添えて市長に届け出なければならない。

(許可証の再交付申請)

第34条 浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃業許可証をき損し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により浄化槽清掃業許可証の再交付を受けようとするときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式第22号)にき損した浄化槽清掃業許可証を添えて(亡失した場合を除く。)市長に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第35条 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、浄化槽清掃業許可証(第2号)に該当する場合にあっては、亡失した浄化槽清掃業許可証)を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可期間が満了したとき。
- (2) 亡失により浄化槽清掃業許可証の再交付を受けた場合で、亡失した当該許可証を発見したとき。
- (3) 浄化槽法第41条第2項又は条例第39条の2の規定により許可を取り消されたとき。

(本条…一部改正〔平成15年規則51号〕)

(実績報告)

第36条 浄化槽清掃業者は、毎月10日までに前月の浄化槽清掃実績報告書(様式第30号)を市長に提出しなければならない。

(準用)

第37条 第20条及び第26条の規定は、浄化槽清掃業について準用する。

#### 第6章 清掃指導員

第38条 清掃指導員は、法第19条に規定するもののほか、おおむね次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 条例第26条第1項に規定する多量の事業系一般廃棄物の認定を行い、その処理すべき場所及び方法その他必要な事項を指示すること。
  - (2) 一般廃棄物の持出し及び処理に関し、住民等を指導すること。
  - (3) 一般廃棄物の収集に関する苦情を処理すること。
  - (4) 不法投棄の実態を調査し、悪質な者を告発すること。
- 2 清掃指導員は、その身分を示す証明書(様式第31号)を携帯し、関係人の要求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)



4 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則(平成20年9月30日規則第57号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、当分の間使用することができる。

附 則(平成27年1月20日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の申し込みに係る手数料について適用し、同日前の申し込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年2月10日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則の規定により作成され、使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜修正のうえこれを使用することができる。

附 則(令和3年3月31日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

別表第1(第3条の2関係)

(本表…全部改正〔平成19年規則31号〕)

1 可燃ごみ指定袋

区分	大	中	小	極小
材質	高密度ポリエチレン製ナチュラル(半透明)			
寸法(マチ付きの場合)	縦 800mm	縦 700mm	縦 550mm	縦 500mm
	横 650mm(460mm)	横 550mm(390mm)	横 480mm(360mm)	横 450mm(300mm)
厚さ	0.020mm以上			

2 プラスチックごみ指定袋

区分	大	中	小
材質	低密度ポリエチレン製ナチュラル(透明)		
寸法(マチ付きの場合)	縦 800mm	縦 700mm	縦 550mm
	横 650mm(460mm)	横 550mm(390mm)	横 480mm(360mm)
厚さ	0.020mm以上		

別表第2(第10条関係)

(本表…追加〔平成19年規則31号〕、一部改正〔平成21年規則11号・23年18号・27年1号〕)

大型ごみ処理手数料

種別	品目	金額
家庭電 気・ガ ス・石 油器具 類・OA 機器	液晶プロジェクションテレビジョン受信機	1品目につき3,000円
	いす型あんま機	1品目につき2,500円
	ステレオセット(ミニコンポ)	1品目につき1,000円
	ステレオセット(ミニコンポ以外)	1品目につき2,000円
	スピーカー1組(一辺が30cm以上のもの)	1品目につき1,500円

	ステレオアンプ(チューナー)類	1品目につき500円
	ビデオデッキ	1品目につき500円
	ラジオカセット(一辺が50cm以上のもの)	1品目につき500円
	石油(ガス)ファンヒーター	1品目につき500円
	石油ストーブ	1品目につき500円
	電気(ガス)ストーブ(一辺が50cm以上のもの)	1品目につき500円
	電気カーペット(一辺が50cm以上のもの)	1品目につき500円
	電気毛布	1品目につき500円
	こたつ(台と板の1組、又は台のみのもの)	1品目につき800円
	扇風機(一辺が50cm以上のもの)	1品目につき500円
	掃除機(ハンディ型を除く。)	1品目につき500円
	ふとん乾燥機	1品目につき500円
	ミシン(足踏み式)	1品目につき1,500円
	ミシン(卓上式)	1品目につき500円
	もちつき機	1品目につき500円
	換気扇(一辺が30cm以上のもの)	1品目につき500円
	除湿機	1品目につき500円
	ガステーブル(ガスこんろ)	1品目につき500円
	照明器具(一辺が50cm以上のもの)	1品目につき500円
	ズボンプレスナー	1品目につき500円
	食器洗い乾燥機	1品目につき1,000円
	電子レンジ	1品目につき500円
	台所用瞬間湯沸かし器	1品目につき500円
	ワードプロセッサ	1品目につき500円
	プリンター	1品目につき500円
家具・寝具類	ソファ(1人用)	1品目につき1,500円
	ソファ(2人用以上)	1品目につき2,000円
	食卓テーブル	1品目につき1,000円
	応接セット用テーブル	1品目につき500円
	座卓(一辺が50cm以上のもの)	1品目につき500円
	いす(一辺が50cm以上のもの)	1品目につき500円
	机(木製)	1品目につき1,000円
	机(スチール製)	1品目につき1,500円
	たんす(幅及び高さの合計が2m未満のもの)	1品目につき700円
	たんす(幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの)	1品目につき1,100円
	たんす(幅及び高さの合計が3m以上のもの)	1品目につき1,400円
	食器棚(幅及び高さの合計が2m未満のもの)	1品目につき700円
	食器棚(幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの)	1品目につき1,100円
	食器棚(幅及び高さの合計が3m以上のもの)	1品目につき1,400円
	本棚(木製(幅及び高さの合計が2m未満のもの))	1品目につき700円
	本棚(木製(幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの))	1品目につき1,100円
	本棚(木製(幅及び高さの合計が3m以上のもの))	1品目につき1,400円

	本棚(スチール製(幅及び高さの合計が2m未満のもの))	1品目につき800円	
	本棚(スチール製(幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの))	1品目につき1,500円	
	本棚(スチール製(幅及び高さの合計が3m以上のもの))	1品目につき2,000円	
	下駄箱(幅及び高さの合計が2m未満のもの)	1品目につき700円	
	下駄箱(幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの)	1品目につき1,100円	
	下駄箱(幅及び高さの合計が3m以上のもの)	1品目につき1,400円	
	カラーボックス	1品目につき500円	
	ワゴン	1品目につき500円	
	サイドボード	1品目につき1,000円	
	シングルベッド	1品目につき1,800円	
	ダブル(セミダブル)ベッド	1品目につき2,300円	
	2段ベッド	1品目につき2,300円	
	ベビーベッド	1品目につき500円	
	スプリングマットレス	1品目につき1,700円	
	マットレス(スプリングを含まないもの)	1品目につき500円	
	ふとん(5枚まで)	1品目につき500円	
	アコーディオンカーテン	1品目につき1,000円	
	ブラインド	1品目につき500円	
	カーテンレール(長さが50cm以上のもの)	1品目につき500円	
	カーペット(じゅうたん)(一辺が50cm以上のもの)	1品目につき500円	
	衣装ケース(金属製)	1品目につき500円	
	衣装ケース(プラスチック製)(ケース単体のみの場合は3箱まで)	1品目につき500円	
	鏡台(ドレッサー)	1品目につき1,000円	
	座いす(金属を含むもの)	1品目につき1,000円	
	姿見	1品目につき500円	
	テレビ台	1品目につき1,000円	
趣味用品	自転車	1品目につき500円	
	補助動力付自転車	1品目につき1,000円	
	一輪車	1品目につき500円	
	オルガン	1品目につき2,500円	
	音楽用キーボード	1品目につき500円	
	カラオケセット	1品目につき1,000円	
	ゴルフクラブ(5本まで)	1品目につき500円	
	ゴルフバック	1品目につき500円	
	サーフボード	1品目につき500円	
	スキー板	1品目につき500円	
	スノーボード	1品目につき500円	
	卓球台	1品目につき3,000円	
	キャンプ用テント	1品目につき1,000円	
	ビーチパラソル	1品目につき500円	

	サイクリングマシーン	1品目につき1,500円
	ぶらさがり健康器	1品目につき1,000円
	ランニングマシーン	1品目につき1,000円
	天体望遠鏡(長さ50cm以上のもの)	1品目につき1,000円
その他	室外アンテナ(テレビ用)	1品目につき500円
	クーラーボックス(一辺が50cm以上のもの)	1品目につき500円
	タイヤチェーン	1品目につき500円
	こたつ板	1品目につき500円
	編み機	1品目につき500円
	スーツケース(一辺が50cm以上のもの)	1品目につき500円
	スノーダンプ	1品目につき500円
	すべり台(幼児用)	1品目につき1,000円
	ブランコ(幼児用)	1品目につき1,000円
	チャイルドシート	1品目につき1,000円
	三輪車	1品目につき500円
	ベビーカー	1品目につき1,000円
	歩行器	1品目につき500円
	ねこ車(一輪車)	1品目につき1,000円
	トタン1枚(一辺が50cm以上のもの)	1品目につき500円
	雨とい1本(長さが50cm以上のもの)	1品目につき500円
	脚立	1品目につき500円
	障子(ふすま)	1品目につき500円
	網戸	1品目につき500円
	玄関泥落としマット(金属製)	1品目につき500円
	流し台	1品目につき1,800円
	畳(2枚につき)	1品目につき800円
	水槽(最も長い辺の長さが50cm以上90cm未満のもの)	1品目につき500円
	水槽(最も長い辺の長さが90cm以上のもの)	1品目につき1,500円
	風呂のふた	1品目につき500円
	物干し竿(長さが50cm以上のもの)(3本まで)	1品目につき500円
	物干し台(コンクリート台)(2つまで)	1品目につき700円
	米びつ(ライスハイザー)	1品目につき500円

備考 この表に掲げる品目以外の大型ごみの処理手数料の額は、その容量、重量、形状等が類似する品目の項に掲げる額とする。

別表第3(第13条関係)

(本表…追加〔平成13年規則16号〕、一部改正〔平成16年規則3号〕、旧別表2…一部改正し別表3に繰下〔平成19年規則31号〕、本表…一部改正〔平成21年規則11号・23年18号・27年1号〕)

特定家庭用機器廃棄物処理手数料

種別	品目	金額
特定家庭用機器廃棄物	ユニット形エアコンディショナー(ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)	1品目につき 3,000円
	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの (1) ブラウン管式のもの (2) 液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの)に限り、建築物に組み込むこと	16型未満の場合 1品目につき 1,500円

ができるように設計したものを除く。)及びプラス マ式のもの	16型以上の場合 1品目につき 2,500円
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	1品目につき 3,000円
電気洗濯機及び衣類乾燥機	1品目につき 2,500円

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

(本様式…全部改正〔平成11年規則39号・14年28号〕)

様式第1号(第3条関係)

ごみ集積場所届出書

年 月 日

鳥取市長 様

町内会名：  
(集合住宅名)：

(届出者) 代表者住所：

代表者名：

(連絡先TEL: ー )

ごみ集積場所の設置(変更、廃止)について、次のとおり届け出ます。

集積場所の所在地	
対象世帯数	世帯
分別種類	
集積場所の位置図	

(注)集積場所については、収集に支障が生じないように定めること。

[様式第2号\(第3条の4関係\)](#)

(本様式…追加〔平成11年規則39号〕、全部改正〔平成16年規則3号〕、一部改正〔平成19年規則31号〕、旧様式1号の2…繰下〔平成23年規則18号〕)

様式第2号(第3条の4関係)

大型ごみ処理手数料納付券	
鳥取市	_____円
	No. _____
受付番号	

[様式第3号\(第3条の4関係\)](#)

(本様式…追加〔平成13年規則16号〕、全部改正〔平成16年規則3号〕、一部改正〔平成19年規則31号〕、旧様式1号の3…繰下〔平成23年規則18号〕)

様式第3号(第3条の4関係)

特定家庭用機器廃棄物処理手数料納付券	
鳥 取 市	_____ 円
	No. _____
受付番号	

[様式第4号\(第3条の5関係\)](#)

(本様式…追加〔平成13年規則16号〕、一部改正〔平成15年規則39号・19年31号〕、旧様式1号の4…繰下〔平成23年規則18号〕)

様式第4号(第3条の5関係)

年 月 日

様

鳥取市長



特定家庭用機器廃棄物の処理について(通知)

年 月 日に引受けした特定家庭用機器廃棄物を製造業者等に引取りを求めましたが、引取りを拒否されましたので、未使用分の家電リサイクル券をお返しいたします。

当該特定家庭用機器廃棄物については、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第23条の6の規定に基づき、一般廃棄物として処理したことを通知します。

- 1 一般廃棄物として処理した特定家庭用機器廃棄物の名称
- 2 一般廃棄物として処理した年月日
- 3 一般廃棄物として処理した処理施設名

[様式第5号\(第6条関係\)](#)

(旧様式3号…繰下〔平成23年規則18号〕)

様式第5号(第6条関係)

事 業 ご み 排 出 届

年 月 日

鳥取市長 殿

住 所

事業所名

代表者名

(TEL ー )

次のとおり、事業ごみの排出量を届け出ます。

1 ごみの種類

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ

2 1か月の平均排出量

- (1) 可燃ごみ
- (2) 不燃ごみ

3 その他

[様式第6号\(第8条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔平成14年規則28号〕、一部改正・旧様式4号…繰下〔平成23年規則18号〕)

様式第6号(第8条関係)

計 量 票

年 月 日		時 分	
車 番		回 数	
所 属			
品 種			
総 重			
風 袋			
正 味			
手 数 料			円

様式第7号から様式第10号まで 削除  
(〔平成23年規則18号〕)

[様式第11号\(第12条、第15条関係\)](#)

(本様式…全部改正〔平成14年規則28号〕、一部改正〔平成23年規則18号〕)

様式第11号(第12条、第15条関係)

年 月 日

様

鳥取市長



過 誤 納 金 還 付 通 知 書

下記の金額を還付します。

金 額									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年度・科目	年度 月分		清掃手数料			通知書番号			
納入年月日						還付理由			
納入済額						1 修正減額			
正当金額						2 二重納付			
差引還付額						3 誤賦課			
						4 その他			

[様式第12号\(第16条関係\)](#)

(本様式…全部改正〔平成19年規則31号〕、一部改正〔令和3年規則33号〕)

様式第12号(第16条関係)

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり、一般廃棄物処理手数料の減免を申請します。

減 免 対 象 品 目	
申 請 事 項	
申 請 理 由	
備 考	

[様式第13号\(第17条関係\)](#)

(本様式…全部改正〔平成13年規則16号〕、一部改正〔令和3年規則33号〕)

様式第13号(第17条関係)

一般廃棄物処理業(収集、運搬)許可申請書

年 月 日

鳥取市長 様

住 所  
申請者  
ふりがな  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
(電話 局 番)

一般廃棄物処理業(収集、運搬)の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

- 1 事務所及び事業所の所在地(電話番号)
- 2 収集、運搬の区域(運搬通行)
- 3 収集、運搬の対象物
- 4 収集、運搬の方法
- 5 積替え又は保管
  - (1) 場所の所在地(電話番号)
  - (2) 面積
  - (3) 積替え又は保管する一般廃棄物の種類
  - (4) 積替えのための保管上限及び積み上げ可能な高さ
- 6 営業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 車両の台数
- 8 直接作業に従事する職員  
運転手 名 作業員 名
- 9 一般廃棄物の処分施設(地)及び処分方法
  - (1) 処分施設(地)
  - (2) 処分方法
- 10 既に許可を受けている廃棄物処理業(申請中のものを含む。)
  - (1) 許可を受けた処理業
  - (2) 許可を受けた市町村名(又は都道府県名)
  - (3) 許可番号(申請中の場合は、申請年月日)
- 11 その他

[様式第14号\(第17条関係\)](#)

(本様式…全部改正〔平成13年規則16号〕、一部改正〔平成15年規則51号・令和3年33号〕)

様式第14号(第17条関係)

一般廃棄物処理業(処分)許可申請書

年 月 日

鳥取市長 様

住 所  
申請者  
ふりがな  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
(電話 局 番)

一般廃棄物処理業(処分)の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により次のとおり申請します。

- 1 処理施設の所在地(電話番号)
- 2 営業の対象区域
- 3 処分の対象物
- 4 営業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 処分方法及び処理能力
  - (1) 処分方法
  - (2) 処理能力
- 6 直接作業に従事する職員 名
- 7 最終処分の方法及び処分地
  - (1) 処理方法
  - (2) 処分地
- 8 既に許可を受けている廃棄物処理業(申請中のものを含む。)
  - (1) 許可を受けた処理業
  - (2) 許可を受けた市町村名(又は都道府県名)
  - (3) 許可番号(申請中の場合は、申請年月日)
- 9 その他

[様式第15号\(第18条、第29条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔平成12年規則21号・15年51号・令和2年5号・3年33号〕)

様式第15号(第18条、第29条関係)

申 出 書

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物処理業 浄化槽清掃業 許可申請者、その法定代理人及び役員は、廃棄物の処理及び清掃に  
浄化槽法第36条  
に関する法律第7条第5項第4号イからル までのいずれにも該当しない者であることを申し  
第2号イからニまで及びへからチ  
出ます。

[様式第16号\(第18条、第29条関係\)](#)

様式第16号(第18条、第29条関係)

法 人 経 歴 書

設 立 年 月 日		
沿 革	年 月 日	内 容
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>名 称</p> <p>代表者の氏名</p>		

備考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

様式第17号(第18条、第29条関係)

法人役員略歴書  
許可申請者

現住所	(電話局番)		
ふりがな 氏名		生年月日	
職名		最終学歴	
職 歴	期 間 (年月日から 年月日まで)	従事した職務内容	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日  氏 名			

備考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

[様式第18号\(第18条、第29条関係\)](#)

様式第18号(第18条、第29条関係)

従 業 者 一 覧 表

職 名	氏 名	住 所	備 考 資 格 等

[様式第18号の2\(第18条関係\)](#)

(本様式…追加〔平成13年規則16号〕)

様式第18号の2(第18条関係)

一 般 廃 棄 物 取 集 運 搬 車 両 一 覧

No.	車両番号	車 種	架装タイプ	車両重量	車両長さ	車両の幅	車両の高さ	最大積載量	備 考

[様式第19号\(第21条、第22条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔平成7年規則13号〕)

様式第19号(第21条、第22条関係)

一般廃棄物処理業(変更)許可証

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第 項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理業の許可をしたことを証する。

許可年月日		許可番号	鳥取市指令号 受第 号
事業の種類			
取り扱う一般廃棄物の種類			
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
許可の条件			

[様式第20号\(第22条関係\)](#)

(本様式…一部改正 [平成13年規則16号・令和3年33号])

様式第20号(第22条関係)

一般廃棄物処理業変更許可申請書

年 月 日

鳥取市長 様

住 所  
申請者  
ふりがな  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

一般廃棄物の収集、運搬の事業範囲の変更許可を受けたいので、廃棄物の処理及び  
処 分  
清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

許 可 番 号		許 可 年 月 日	
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日

[様式第21号\(第23条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔平成13年規則16号〕)

様式第21号(第23条関係)

一般廃棄物処理業廃止届出書

年 月 日

鳥取市長 様

住 所  
届出者  
ふりがな  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
(電話 局 番)

一般廃棄物処理業の廃止をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	許 可 年 月 日
ふ り が な 氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)	
廃 止 の 年 月 日	
廃 止 の 区 分	死 亡 ・ 合 併 ・ 破 産 ・ 解 散 ・ 廃 止
廃 止 を し た 業 者 と 届 出 者 と の 関 係	相 続 人 ・ 元 役 員 ・ 破 産 管 財 人 ・ 清 算 人 ・ 本 人
備 考	

[様式第21号の2\(第23条の2関係\)](#)

(本様式…追加〔平成13年規則16号〕、一部改正〔令和3年規則33号〕)

様式第21号の2(第23条の2関係)

一般廃棄物処理業の変更届出書

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、下記の事項を変更したので、届け出ます。

許 可 番 号		許 可 年 月 日	
変 更 に 係 る 項 事	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日

[様式第22号\(第24条、第34条関係\)](#)

様式第22号(第24条、第34条関係)

一般廃棄物処理業  
浄化槽清掃業 許可証再交付申請書

年 月 日

鳥取市長殿

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

一般廃棄物処理業  
浄化槽清掃業 許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
再交付を受けよう とする理由	

[様式第23号\(第26条関係\)](#)

(本様式…全部改正〔平成18年規則2号〕、一部改正…〔平成18年規則83号〕)

## 一般廃棄物収集運搬実績報告書

年 月 日

鳥取市長 様

報告者 住 所  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月分の一般廃棄物収集運搬実績を次のとおり報告します。

## 1 可燃ごみ

区 分	搬入量(t)	搬入台数(台)	搬入日数(日)	搬 入 先
計				
累 計				

## 2 可燃ごみ処理手数料

区 分	当 月 分 (円)	累 計 (円)	搬 入 先
手 数 料			
計			
累 計			

## 3 不燃ごみ

区 分	搬入量(t)	搬入台数(台)	搬入日数(日)	搬 入 先
計				
累 計				

## 4 資源ごみ

区 分	搬入量(t)	搬入台数(台)	搬入日数(日)	搬 入 先
計				
累 計				

## 5 し尿及び浄化槽汚泥

区 分	搬入量(kl)	搬入台数(台)	搬入日数(日)	搬入先
計				
累 計				

## 6 収集先事業所一覧

住 所	氏 名	連 絡 先	備 考
累 計 事 業 所 数			

備考 し尿及び浄化槽汚泥の収集に係る事業所を除く。

様式第24号(第26条関係)

一般廃棄物処分実績報告書

年 月 日

鳥取市長様

住 所  
報告者 氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月分の一般廃棄物処分実績を次のとおり報告します。

1 処理実績

区 分	処 理 量 (t)	処 理 日 数 (日)	備 考
処 理 品 目			
計			
累 計			

2 最終処分実績(処分先 )

区 分	処 分 量 (t)	処 理 日 数 (日)	備 考
処 分 品 目			
計			
累 計			

[様式第25号\(第28条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則33号〕)

様式第25号(第28条関係)

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

鳥取市長殿

住 所  
申請者 及び 氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(電話 )

浄化槽清掃業の許可を受けたいので、浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事務所の所在地	
営業所の所在地	
事業の用に供する施設の概要	別紙のとおり
事業開始予定年月日	

別紙

事業の用に供する施設の概要

--	--	--	--

種	類	型	式	数	量	備	考
引 出 器 具	スカム厚等測定器具						
	自吸式ポンプ						
調 整 器 具	温 度 計						
	透 視 度 計						
	水素イオン濃度指数 測 定 器 具						
	汚泥沈殿試験器具						
洗 浄 ・ 掃 除 器 具	パイプ等掃除器具						
	ろ床洗浄器具						
そ の 他							

[様式第26号\(第29条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔平成12年規則101号〕)

様式第26号(第29条関係)

専門的知識等を有する者に関する書類

現住所	(電話 )		
ふりがな 氏名		生年月日	
職名		最終学歴	
修了した 認定講習会			
経 験	期 間 〔年月日から 年月日まで〕	経 験 の 内 容	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
<p>上記のとおり相違ありません。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕</p>			

備考

- 1 環境大臣認定講習会の修了証の写しを添付すること。
- 2 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

[様式第27号\(第31条関係\)](#)

様式第27号(第31条関係)

浄化槽清掃業許可証

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取市長



浄化槽法第35条第1項の規定により、次のとおり浄化槽清掃業の許可をしたことを証する。

許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
許 可 の 期 間	
許 可 の 条 件	

[様式第28号\(第32条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔令和3年規則33号〕)

様式第28号(第32条関係)

浄化槽清掃業変更届出書

年 月 日

鳥取市長殿

住 所  
届出者 及び 氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
(電話 )

浄化槽清掃業に係る事項に変更を生じたので、浄化槽法第37条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号		許 可 年 月 日	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日

[様式第29号\(第33条関係\)](#)

様式第29号(第33条関係)

浄化槽清掃業廃止等届出書

年 月 日

鳥取市長殿

届出者 住 所  
ふりがな  
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

浄化槽清掃業の廃止等をしたいため、浄化槽法第38条の規定により、次のとおり届出  
ます。

許 可 番 号		許 可 年 月 日	
ふ り が な 氏 名	〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕		
廃 止 等 の 年 月 日			
廃 止 等 の 区 分	死 亡 ・ 合 併 ・ 破 産 ・ 解 散 ・ 廃 止		
廃 止 等 を し た 業 者 と 届 出 者 と の 関 係	相 続 人 ・ 元 役 員 ・ 破 産 管 財 人 ・ 清 算 人 ・ 本 人		
備 考			

[様式第30号\(第36条関係\)](#)

様式第30号(第36条関係)

浄化槽清掃実績報告書

年 月 日

鳥取市長殿

報告者 住所  
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月分の浄化槽清掃実績を次のとおり報告します。

保守点検契約分 (業者名)	当 月		累 計		備 考
	基 数	件 数	基 数	件 数	
保守点検未契約分					
合 計					

[様式第31号\(第38条関係\)](#)

(本様式…一部改正〔平成15年規則51号〕)

様式第31号(第38条関係)

(表面)

120 ミリメートル

80 ミリメートル

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">所 属 氏 名 生年月日</p> <p>鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第56条の規定 による清掃指導員である。</p> <p style="text-align: right;">鳥取市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	<div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">写真 ちよう 付</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">刻 印</span></p>
---	--

(裏面)

<p>この証明書を携帯する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により立入検査を行うもので、その関係条文は次のとおりです。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋) (立入検査)</p> <p>第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で取去させることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(抜粋) (立入調査)</p> <p>第55条 市長は、法第19条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に占有者その他の必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な調査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(清掃指導員の設置)</p> <p>第56条 市長は、前条の立入調査、廃棄物の適正処理及び減量に関する指導の職務を担当させるため、清掃指導員を置くことができる。</p> <p>鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則(抜粋) (清掃指導員)</p> <p>第38条 清掃指導員は、法第19条に規定するもののほか、おおむね次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) 条例第26条第1項に規定する多量の事業系一般廃棄物の認定を行い、その処理すべき場所及び方法その他必要な事項を指示すること。</p> <p>(2) 一般廃棄物の持出し及び処理に関し、住民等を指導すること。</p> <p>(3) 一般廃棄物の収集に関する苦情を処理すること。</p> <p>(4) 不法投棄の実態を調査し、悪質な者を告発すること。</p>
--	--